

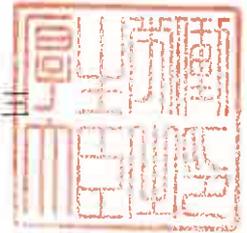
厚生労働省発基安0426第1号

令和6年4月26日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育が必要となる危険又は有害な業務として、労働安全衛生規則第三十六条第四号の二において、対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務が規定されているところ、当該蓄電池の電圧に係る上限を廃止すること。

第二 施行期日

この省令は、令和六年十月一日から施行すること。